

あさぎり町須恵文化ホール使用料

区分		使用料(上段：町内 下段：町外)			
		午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時	冷暖房使用料 (1時間当たり)
大ホール	平日	<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>	<u>3,240円</u>	<u>3,240円</u>
		<u>3,240円</u>	<u>3,240円</u>	<u>4,860円</u>	<u>3,240円</u>
	土・日・休日	<u>2,590円</u>	<u>2,590円</u>	<u>3,890円</u>	<u>3,240円</u>
		<u>3,890円</u>	<u>3,890円</u>	<u>5,830円</u>	<u>3,240円</u>
控室	第1	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	/
		<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	第2	<u>430円</u>	<u>430円</u>	<u>430円</u>	
		<u>430円</u>	<u>430円</u>	<u>430円</u>	
コミュニティ ホール	平日	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
		<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>
	土・日・休日	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>540円</u>
		<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>	<u>540円</u>
会議室	全室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>430円</u>
		<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,480円</u>	<u>430円</u>
	大会議室	<u>860円</u>	<u>860円</u>	<u>1,300円</u>	<u>430円</u>
		<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,940円</u>	<u>430円</u>
	小会議室	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>860円</u>	<u>430円</u>
		<u>860円</u>	<u>860円</u>	<u>1,300円</u>	<u>430円</u>
研修室(和室)		<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>430円</u>
		<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,480円</u>	<u>430円</u>
図書館		無料	無料		

付記

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 大ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額の5割相当額とする。
- 3 大ホールで軽スポーツ等で利用する場合は、1時間当たり530円とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する金額(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額に、次の各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 入場料等の額(入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。)が1,000円以下のとき 所定の使用料の額の3割相当額
 - (2) 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき 所定の使用料の額の6割相当額
 - (3) 入場料等の額が3,000円を超えるとき 所定の使用料の額の10割相当額
- 5 利用承認時間を超えて利用するとき(午後10時を超えることができない。)は、1時間につき「夜間」の使用料の額の3割相当額を加えた額とする。
- 6 利用目的が物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる場合は、所定の使用料の20割相当額を加えた額とする。